

3 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている独立行政法人等に対し、予算総則で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。国債等と同様、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切な水準となるよう努めています。

(1) 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定により原則として禁じられています。しかし、例外として、

- ① 国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
- ② 業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限って、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられています。

また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

(2) 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。

政府保証借入金による資金調達は一般に、資金需要が生じた場合に機動的な調達を行い易いとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

(3) 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

A 予算等における取扱い

a 保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることは(1)で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています。このため、毎年度の一般会計予算の予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を得ています。

b 財政投融資計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、前述のとおり予算において決定されますが、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第5条第2項第3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府保証のうち、債務保証の期間が5年以上のものについては、財政投融資計画にも計上されています。

参照：財務省HP「財政投融資」（各年度の財政投融資計画）

B 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています（平成30年度においては、下表のとおり発行が予定されています。）。また、独立行政法人等が政府保証債又は政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局ではその都度、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切なものであるか等について、審査を行っています。

(図2-33) 平成30年度政府保証債の年限別発行予定額

(単位：億円)

区 分	29年度当初	29年度変更後		30年度予定			主な発行体
	(a)	(b)	(b)-(a)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)	
40年債	700	700	-	1,000	300	300	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
30年債	2,400	2,400	-	3,000	600	600	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
20年債	4,000	4,000	-	4,800	800	800	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
10年債	14,804	14,804	-	9,058	▲5,746	▲5,746	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 地方公共団体金融機構等
9年債	-	-	-	130	130	130	(株)民間資金等活用事業推進機構
6年債	2,150	2,150	-	3,550	1,400	1,400	(株)日本政策金融公庫、 地方公共団体金融機構等
5年債	714	714	-	-	▲714	▲714	
4年債	6,100	6,300	200	5,500	▲600	▲800	預金保険機構、 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
3年債	1,000	1,000	-	-	▲1,000	▲1,000	
2年債	10,000	10,000	-	7,500	▲2,500	▲2,500	預金保険機構、 銀行等保有株式取得機構等
小 計	41,868	42,068	200	34,538	▲7,330	▲7,530	
外 債	20,260	20,260	-	19,460	▲800	▲800	(株)国際協力銀行、 (株)日本政策投資銀行等
合 計	62,128	62,328	200	53,998	▲8,130	▲8,330	

(注1) 上記のほか、(株)日本政策金融公庫及び(株)日本政策投資銀行は、業務の進捗状況に応じ、それぞれ最大2,000億円、最大1,000億円の発行を予定しています(5年未満の年限)。

(注2) 本予定額については年度途中で変更がありえます。

(図2-34) 平成30年度政府保証債の機関別・年限別発行予定額

(単位：億円)

機 関 名	40年	30年	20年	10年	9年	6年	4年	2年	小計	外債	合計
(株)日本政策金融公庫				700		1,150			1,850		1,850
(株)国際協力銀行									-	16,800	16,800
(独)国際協力機構									-	660	660
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,000	3,000	4,800	3,650					12,450		12,450
新関西国際空港(株)				201					201		201
(株)日本政策投資銀行				600		900			1,500	2,000	3,500
預金保険機構							4,000	2,000	6,000		6,000
銀行等保有株式取得機構								4,000	4,000		4,000
原子力損害賠償・廃炉等支援機構							1,500	1,500	3,000		3,000
(株)民間資金等活用事業推進機構					130				130		130
(株)海外交通・都市開発事業支援機構				629					629		629
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構				190					190		190
(一財)民間都市開発推進機構				281					281		281
中部国際空港(株)				207		100			307		307
地方公共団体金融機構				2,600		1,400			4,000		4,000
合 計	1,000	3,000	4,800	9,058	130	3,550	5,500	7,500	34,538	19,460	53,998

(注1) 上記のほか、(株)日本政策金融公庫及び(株)日本政策投資銀行は、業務の進捗状況に応じ、それぞれ最大2,000億円、最大1,000億円の発行を予定しています(5年未満の年限)。

(注2) 本予定額については年度途中で変更があります。